

「第三者行為」により、国民健康保険を使って 治療をされた場合は届け出が必要です！



◆第三者行為とは

第三者（自分以外の人）が原因で、けがや病気の治療を受けることになった場合を指します。

主な例として、交通事故がこれにあたります。また、飲食店などの食中毒やけんかなどの傷害事件、他人の飼い犬に噛まれた場合などが対象となります。

※自損事故は第三者行為にはなりません。届け出をしてください。

なお、飲酒運転や、無免許運転による負傷などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。



◆医療費は相手（第三者）が負担

交通事故などにより病院にかかった場合の治療費は、過失割合に応じて相手（第三者）が負担します。国民健康保険を使って治療を受けた場合は、一部負担金以外を国民健康保険が一旦支払い、後日、相手に請求することになります。

※国民健康保険を使うときは必ず市民生活課国保・年金係へ届け出てください。

「ジェネリック医薬品」に切り替えませんか

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、効き目や安全性などが新薬と同等であるとして国から承認された後発医薬品です。

ジェネリック医薬品のメリットは？

①お薬にかかる家計の負担が減る可能性があります。

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使用し、開発コストが抑えられているため、新薬と比べて低価格です。

②医療費の節約につながります。

うきは市国民健康保険の一人あたりの医療費は少子高齢化などにより毎年増え続けています。ジェネリック医薬品に変えることで、医療費全体の節約につながり、医療保険財政の改善や医療保険制度の安定的な運営にもつながります。

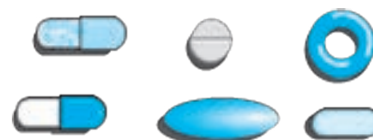
ジェネリック医薬品を希望するときは？

- ①医師が処方箋の「変更不可」欄にチェック及び署名などをしなければ、ジェネリック医薬品に変更できます。
- ②薬剤師に相談し、説明を受けて、薬を選びます。

※新薬とジェネリック医薬品は、有効成分はほぼ同じですが、全く同じ薬ではありません。ジェネリック医薬品に変更したら、効き方に変化がないかチェックしましょう。

※特許期間中であるなど、ジェネリック医薬品がない薬もあります。また、薬局に在庫がなく、すぐに希望通り変更できないこともあります。

※体質や病気等により、医師の判断でジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。



うきは市国民健康保険の取組

「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」をお送りしています！

ジェネリック医薬品に切替えることにより、患者負担額が100円以上の減額となる方のうち効果の高い150名に対して、毎月差額通知を送付しています。ただし、変更を強要するものではなく、変更にあたっては医師や薬剤師と十分にご相談されてください。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973